

学校いじめ防止基本方針

喜多方市立熱塩小学校

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「福島県いじめ防止基本方針」（平成26年7月25日決定。平成29年9月1日改正）、「喜多方市いじめ防止基本方針」（平成28年3月。平成30年7月1日改正）を受けて、「喜多方市立熱塩小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本方針

（1） いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意しなければならない。

（2） 目的・目標

- ① いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ③ いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。

- ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ わざとぶつかられたり、通るときに足を減られたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。
- (3) いじめ防止等の対策のための組織
- 「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。
- ① 名称
「いじめ防止対策委員会」
 - ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭
 - ③ 組織の役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 未然防止等、教職員の資質能力向上ための校内研修
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

2 いじめの未然防止のための取組

いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題は

・ 規律 ・ 学力 ・ 自己有用感

である。児童の発達段階等に応じ、また、喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」を理念としながら、以下の取り組みを通して未然防止に努める。

(1) 授業では

規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

☐ わかる授業づくりを進める。

☐ すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

☐ 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。

- ☐授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や効き方等）の問題を改善する。
- ☐教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

（２） 道徳科や特別活動等では

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- ☐道徳科や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
- ☐他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- ☐友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- ☐特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- ☐児童会でいじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

（３） 休み時間等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- ☐「小さなサイン」を見逃さない。
- ☐よりよい人間関係づくりを指導する。
- ☐一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- ☐児童生徒への温かい言動に心がける。

（４） インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。

- ☐情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。（ネット上のいじめは、刑法上「名誉毀損、侮辱罪」に、民事上「損害賠償」になりかねないことを理解させる。
- ☐保護者懇談会や PTA 総会等を利用して、保護者へ啓発する。

３ いじめの早期発見のための取組

- ☐児童生徒の些細な変化に気付き、以下の取組により、いじめの早期発見に努める。気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- ☐hyper・QU よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを活用して学級集団づくりを進める。
- ☐児童生徒、保護者対象のいじめアンケートを学期ごとに実施する。
- ☐定期的に教育相談を実施する。
- ☐電話相談を周知する。（ふくしま 24 時間 SOS、ダイヤル SOS）
- ☐スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- ☐保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

４ いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組

- （１） いじめ情報を抱え込み、組織に報告しないことは法の規定に反することを全職員で確認しておく。
- （２） いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
 - ☐いじめの事実確認をする。（いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、保護者等）

(一方的、一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る。迅速に対応する。)

☐ いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。

(3) いじめられた児童生徒と保護者を支援する。

☐ 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。

☐ 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。

☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

(4) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言をする。

☐ 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。

☐ 望ましいあり方について児童生徒や保護者へ助言する。

☐ 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけをする。

☐ いじめを見ていた児童生徒へ、自分の問題として捉えさせる。

☐ 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(6) インターネット上のいじめを発見した場合は

☐ 関係児童生徒から聞き取り等の調査をする。

☐ 被害にあった児童生徒等のケア等、必要な措置をする。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

一 いじめにより法第28条において、以下のように示されている当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神面の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。)

三 児童生徒や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。

- ・ 学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）

- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

6 連携

いじめの解決に向け、以下の機関等との連携を密にし、解決を目指す。

- ・教育委員会 ・保護者（当該、その他） ・地域（学校評議員、民生児童委員含む）
- ・関係機関（警察署、児童相談所、ＳＣ、ＳＳＷ含む）
- ・喜多方市いじめ問題対策連絡協議会

7 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見） 全校集会や学級指導でいじめ防止指導 スクールカウンセラーの活用（年間） 情報モラル指導（年間を通して学級活動・道徳で）	計画・目標の作成と提示
6	いじめに関するアンケート調査①（児童） 教育相談週間（6/7～6/17）	
7	児童生徒・保護者（1学期間）	1学期の評価
8	いじめ防止対策会議②（実態把握と2学期の取組） 教育相談週間（8/26～8/31）	
9	保護者との個別懇談（9/20～9/22）	
10	全校集会や学級指導で人権教育	
11	いじめに関するアンケート調査②（児童） 教育相談週間（11/9～11/18） いじめ防止校内研修②（いじめへの対応）	
12	児童生徒・保護者（2学期間）	2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と3学期の取り組み）	
3	いじめに関するアンケート調査③保護者（3学期間）	年間評価・報告

8 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、児童生徒によるアンケートとする。
- ② 評価結果をふまえ、年度末に次年度の改善案を検討する。